

東部大阪都市計画高度利用地区の決定（計画書）：東大阪市決定

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
高度利用地区 （布施駅北口第一地区）	約1.1ha	700%	300%	70%（注）	250平方メートル	長堂1丁目

（注）ただし建築基準法第53条第3項第1号または第2号のいずれかに該当する建築物にあっては10%、同項第1号及び第2号に該当する建築物または第4項第1号に該当する建築物にあっては20%を加えた数値とする。